

# 進路のてびき

次回発行まで数年間、  
大切に使用してネ！  
学校のホームページにも  
載せてるよ☆



令和6年10月発行  
大阪府立佐野支援学校  
進路職業指導部

はじめに

保護者のみなさまにとって、お子様の卒業後の進路は、最大の関心事であることでしょう。しかし、それらを考えるにあたっては、関係する機関も増え、難しい用語も多いため、「誰に 何を聞けばよいかわからない」とお思いの方も多いでしょう。この冊子では、必要な情報を保護者にわかりやすくお伝えすることを目的に、佐野支援学校での進路に関する取り組みや地域で利用できる障がい福祉サービスなどをまとめました。是非、ご活用ください。

児童生徒本人たちは、佐野支援学校での生活の中で必ず成長していきます。家庭と学校が協力しながら、本人の自立の可能性をできるだけ伸ばしてまいります。

長年の現場実習の取り組みにより、地域社会の方々の理解も確実に深まってきました。本校教員が三十数年前に実習先開拓に出向いた時には、なかなか話も聞いてくれなかったと聞きますが、近年では温かい理解を示してくださる企業も増え、求人依頼につながっています。地域の障がい福祉サービス事業所(作業所)につきましても、本校卒業生の保護者が自ら始めた事業所が、今では様々な法人などから特色ある障がい福祉事業所ができ、選択の幅が広がっています。

卒業後、希望する進路に進めるよう、佐野支援学校では高等部 1 年の段階から現場実習があり、学校生活とは異なる環境で働く(日中を過ごす)体験を積んでいきます。実習説明会や懇談会などの来校や、進路先見学会等への参加、実習中の送迎等、ご家族の協力が不可欠です。子どもたちの進路実現に向けて、一緒に考え、一緒に支援していきましょう。

平成25年より、「障害者自立支援法」に変わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されました。また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成28年4月に施行されました。そして、令和6年4月より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。いろいろと制度が変わっています。

小学部・中学部の児童生徒のみなさんも活用できるよう、地域の相談機関も冊子の中で紹介していますので、どうぞお読みくださいますようお願いいたします。

## もくじ

### 1 佐野支援学校の進路指導について

(1) 進路指導年間予定(全校) .....	3
(2) 中学部卒業後の進路について .....	4
(3) 高等部卒業後の進路について .....	6
(4) 高等部3年生の進路指導のすすめ方について .....	7
(5) 進路指導に関わる懇談会等について .....	8
(6) 高等部の現場実習について .....	9
(7) コースの紹介(高等部2年から) .....	10
(8) 障がい福祉サービス事業所(作業所)見学会について .....	10
(9) 子育て学習会について(PTA 主催) .....	11
(10) PTA進路先見学会について(PTA 主催) .....	11

### 2 高等部卒業後の支援について(アフターケアの取り組み)

(1) 進路先への移行支援について .....	12
(2) 卒業生の支援について .....	12

### 巻末資料

(1) 日常生活の相談 .....	13
(2) 進路に関する相談 .....	14
(3) 就労支援に関する相談 .....	14
(4) 療育手帳の交付について .....	17
(5) 障がい者総合支援制度によるサービス体系について .....	18
(6) 障がい福祉サービス利用までの流れ .....	19
(7) 障害支援区分の認定と支給決定の仕組み .....	20
(8) 主なサービス概要(障がい児) .....	21
主なサービス概要(障がい者) .....	22
(9) 手当・年金・給付など .....	23
(10) 成年後見人制度 .....	25
(11) サービス利用の Q&A .....	26

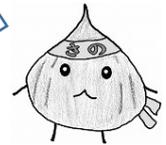
### 参考資料

「大阪府福祉のてびき(令和5年度版)大阪府福祉部障がい福祉室発行」

「大阪府 HP」「職業訓練ガイド」

「厚生労働省 障害福祉サービスについて」「厚生労働省 成年後見はわかり」

「年金について日本年金機構」



# 1 佐野支援学校の進路指導について

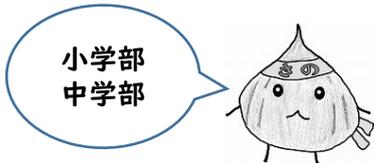
(1) 進路指導年間予定 本…本人 保…保護者

月	小・中学部	高等部	職安懇・福祉懇	PTA・校友会
4		3年生;進路懇談会(本・保)		子育て学習会①
5	中学部;進路説明会(保)	1年生;進路説明会(保)		
6		1年生;校内プレ実習(本) 2年生;現場実習説明会(保) 3年生;現場実習説明会(保) ;現場実習(本)		子育て学習会②
7		2年生;現場実習(本) 3年生<就労継続支援B型希望>; 就労アセスメント(本)	高3年<企業就労希望>; 職安懇(本・保・職安職員)	
8	中学部3年生~高等部2年生 障がい福祉サービス事業所見学会(本・保)		高3年<企業就労希望>; 求職申込手続き(本・保)	
9	中学部3年生;高等部学校見学会 (本・保) 中学部3年生;高等部見学(本)	2年生;現場実習説明会(保) 3年生;現場実習説明会(保)		子育て学習会③
10		1年生;現場実習説明会(保) 2年生;現場実習(本) 3年生;現場実習(本)	高3年;福祉懇 (本・保・福祉課担当)	
11	中学部3年生;高等部学校見学会 (本・保)	1年生;保護者感想文(保) ;進路希望調査(本・保) 2年生;進路希望調査(本・保)		
12	中学部3年生;オンライン出願シス テム説明会(保)	3年生<企業就労希望>; 履歴書作成 3年生<就労継続支援B型希望>; 就労アセスメント	高3年;職安、就業・生活支 援センター学習会(本・職 安職員・就・職員)	進路先見学会
1	中学部3年生;支援学校高等部出 願(本・保)※オンライン出願		高3年<企業就労希望>; 重度判定	
2	小学部6年生;中学部見学(本) 中学部2年生;進路確認(保) 中学部3年生;高等支援学校等 出願・入試・結果発表			子育て学習会④
3	小学部6年生;卒業式 中学部3年生;卒業生 高等部入学検査(本・保)	3年生;卒業式 3年生<就労継続支援B型希望>; 就労アセスメント		

※各学部、学校見学会や学校説明会があります。

就労アセスメント;就労継続支援B型事業所を進路先として希望する方には、就労移行支援事業所にて、就労継続支援B型事業所にすすむことが適当であると証明してもらうことが必要となっている。

(2) 中学部卒業後の進路について



中学部卒業後の進路先として支援学校高等部だけではなく、高等支援学校・共生推進教室・自立支援コースや高等専修学校など進路選択の幅が広がり、また支援学校高等部卒業後は、障がい福祉サービス事業所(作業所)だけでなく、企業就労・障害者職業能力開発校・専修学校など選択の幅も広がってきています。

校名	佐野支援学校高等部	泉南支援学校高等部	高等支援学校	共生推進教室
所在地	泉佐野市日根野 375	泉南市信達牧野40-1	府内5校	府内 10 校
通学方法	バス通学/自主通学	バス通学/自力通学	自力通学	自力通学
通学区域	岸和田市/ 貝塚市	泉佐野市/熊取町/田尻町/泉南市/阪南市/岬町	府内全域	府内全域
昼食	給食	給食	弁当	弁当
入学選抜	なし	なし	あり *1	あり *2
学力検査	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず
適性検査	実施 ※入学検査	実施 ※入学検査	実施	実施せず
面接	実施せず	実施せず	個人	個人
療育手帳 など	所持/公的機関での判定	所持/公的機関での判定	所持/公的機関での判定	所持/公的機関での判定

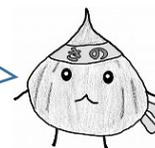
校名	自立支援コース	エンパワメントスクール	ステップスクール	大阪障害者職業能力開発校など
所在地	府内 11 校	府内6校	府内2校	堺市西区域山台 5-1-3
通学方法	自力通学	自力通学	自力通学	自力通学
通学区域	府内全域	府内全域	府内全域	指定なし
昼食	弁当	弁当	弁当	食堂または弁当
入学選抜	あり *2	あり	あり	あり
学力検査	実施せず	実施	実施	実施
適性検査	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず
面接	個人	個人	個人	個人
療育手帳 など	所持/公的機関での判定	なし	なし	所持/公的機関での判定

\*1 高等支援学校は、適性検査・作業検査・面接があります。

\*2 共生推進教室、自立支援コースは、面接があります。

※併願等できない場合がありますので、受験を考えていらっしゃる方はご相談ください。

※『高等専修学校』『私立高等学校』など考えていらっしゃる方は担任までご相談ください。



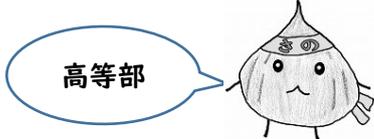
## 《オンライン出願システムについて》

令和7年4月に入学する人が受験する入試から、すべての課程、選抜において『出願、合格発表、入学検定料等の納付』はオンライン出願システムにより行われます。

本校では、中学部3年生の保護者対象に12月頃にオンライン出願システム説明会を実施し、手続きを行っていただきます。

準備物	使用方法
パソコン、スマートフォンなど	インターネットに接続できるパソコン、スマートフォン、タブレット端末が必要。 ※オンライン出願システム説明会の際は、生徒の一人1台タブレット端末を使用予定。
メールアドレス	オンライン出願システム及びパスワード変更時等に必要な認証コードの発行に利用。

### (3) 高等部卒業後の進路について



#### ア 企業就労

##### イ 職業能力開発校(職業訓練校)

職業能力開発促進法に基づき、障がい者が就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上をはかることを目的として国が設置し、大阪府が運営する(委託している)施設。

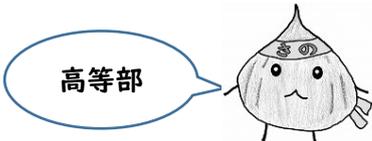
校名	所在地	知的障がいのある方対象科目	訓練期間
大阪府障害者職業開発能力校	堺市南區城山台 5-1-3	ワークサービス科	1年
大阪府北大阪高等職業技術専門校	枚方市津田山手 2-11-40	ワークトレーニング科	1年
夕陽丘高等職業技術専門校	大阪市天王寺区上汐 4-4-1	ワークアシスト科	1年
大阪市職業リハビリテーションセンター	大阪市平野区喜連西 6-2-55	ワーキングスキル科	1年
		ビジネスパートナーコース	1年
摂津市障害者能力開発センター	摂津市鳥飼上 5-2-8	実務作業科	1年
大阪市職業指導センター	大阪市住之江区泉 1-1-110	総合流通科 ※職業基礎訓練修了生のみ	1年
大阪 INA 職業支援センター	富田林市大字甘南備 216 番 地こんごう福祉センター内	パン・製菓製造科	1年
		園芸科	1年
		グリーンハーベスト科	1年

#### ウ 障がい福祉サービス事業所(作業所)

サービス形態	
就労移行支援	一般就労が見込まれる 65 歳未満又は 65 歳以上の障がいのある方に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就職活動に関する支援を行う。
就労継続支援 A 型	一般就労が困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満又は 65 歳以上の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行う。
就労継続支援 B 型	一般就労が困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行う。
自立訓練(生活訓練)	一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言その他必要な支援を行う。
生活介護	常時介護が必要な障がいのある方に、入浴、排せつ及び食事などの介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供。

#### エ その他

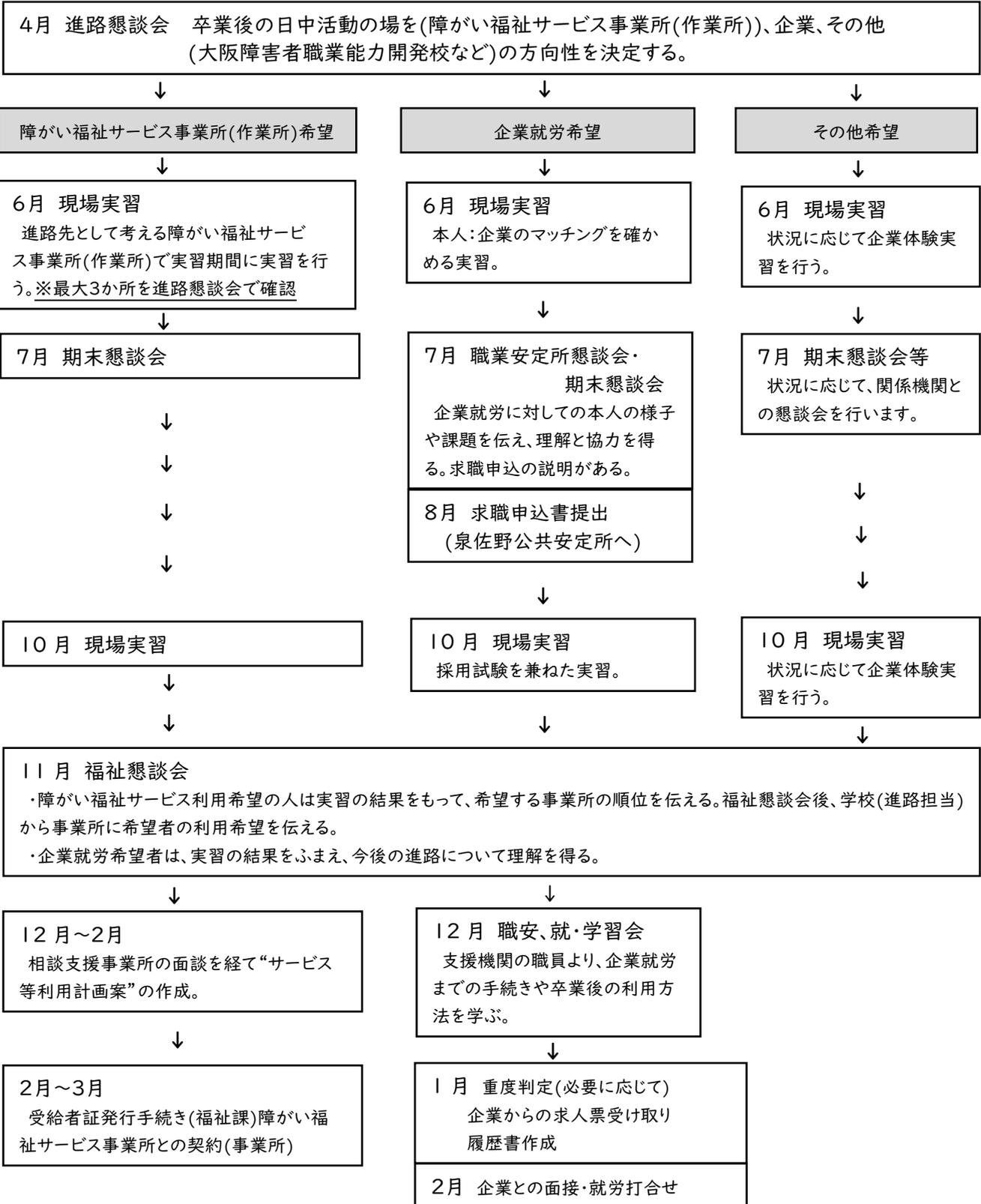
進学、施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)、宿泊型自立訓練など

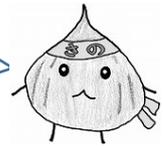


(4) 高等部3年生の進路指導のすすめ方について

学校生活や家庭生活のすべてを通して、社会で暮らすための生活力を育てていくことが大切です。学校で主催する子育て学習会や進路先見学会、説明会などに参加して、保護者のみなさんも高等部卒業後や進路についての理解を深めておくことが大切です。

☆高等部3年生(進路決定までの流れ) ※必要に応じて個別相談や懇談を行います。





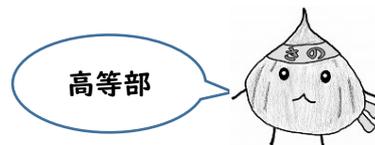
(5) 進路指導に関わる懇談会等について

学年	懇談会など	時期	学年	懇談会など	時期
中学部2年	進路説明会 学期末懇談会	5月	高等部1年	家庭訪問	4月
		7月/3月		進路説明会	6月頃
中学部3年	家庭訪問 進路説明会 前期末懇談会 願書説明会	7月/2月	高等部2年	学期末懇談会	7月/2月
		9月		現場実習説明会	9月
		11月		進路希望調査	11月
		4月		家庭訪問	4月
		5月		現場実習説明会	6月/10月
		7月		学期末懇談会	7月/2月
		12月		進路希望調査	11月
			高等部3年	進路懇談会	4月
				現場実習説明会	6月/9月
				職安懇談会	7月
				学期末懇談会	7月/2月
				福祉懇談会	11月

《懇談会の内容》

進路懇談会	<p>高等部卒業後の進路について三者(本人、保護者、本校職員)で企業就労希望や障がい福祉サービス(作業所)利用希望などを聞き取り、卒業までの取り組みについて話し合います。</p> <p>※障がい福祉サービス事業所利用を希望の方には、実習を希望する事業所3か所を確認させていただきます。</p>
進路説明会	<p>中学部卒業後の進路先や、高等部卒業後の進路先、また佐野支援学校高等部(コース選択、現場実習など)について説明します。</p>
現場実習説明会	<p>現場実習期間の前に行います。</p> <p>現場実習先についての説明や注意事項などについて説明します。</p>
職安懇談会	<p>泉佐野公共職業安定所の職員の方との懇談会。</p> <p>高等部卒業後、企業就労を希望している方対象。</p> <p>四者(本人、保護者、公共職業安定所職員、本校職員)で本人の様子や今後の課題について話し合い、卒業後の進路についての理解と協力を得ます。</p>
福祉懇談会	<p>高等部3年生全員対象。</p> <p>四者(本人、保護者、居住地の障害福祉課職員、本校職員)で障がい福祉サービス事業所利用の希望や企業就労後の支援、グループホーム等の利用についての説明や利用希望の聞き取りを行い、今後の進め方の確認をします。</p>

## (6) 高等部の現場実習について



### 《現場実習のねらい》

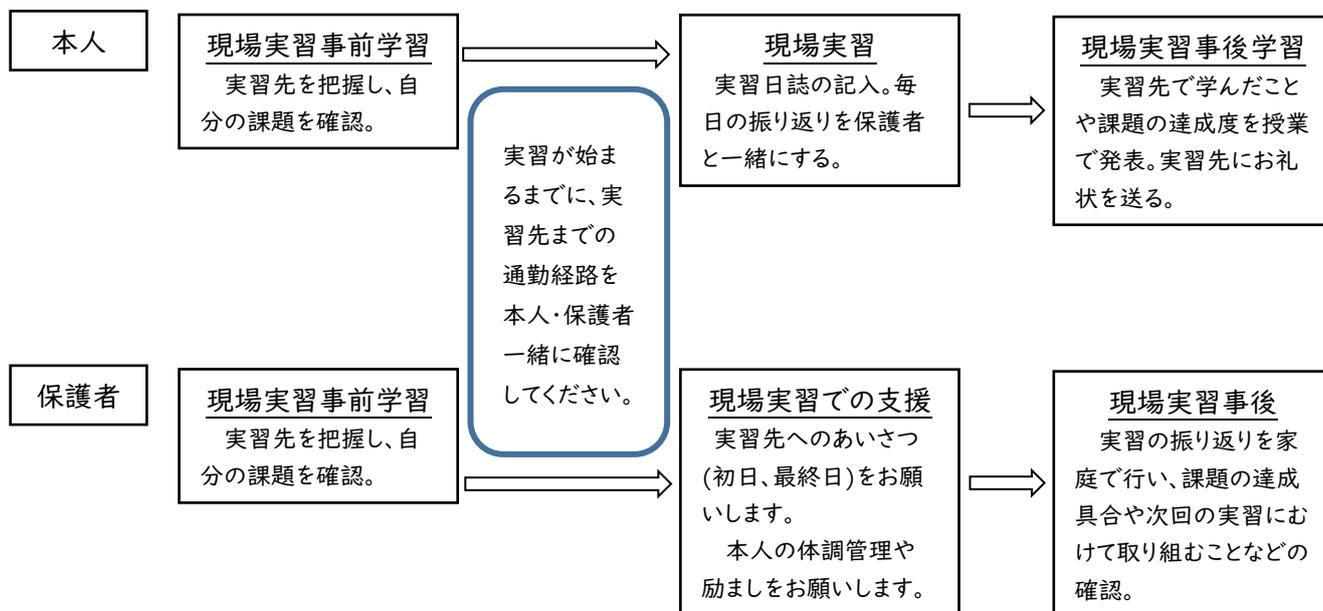
現場実習は、学校教育と実社会との総合的なやり取りの中で、社会的経験をより豊かにし、卒業後の社会生活へ円滑に適応していくための基本的な力を習得できるようにする。

### 《現場実習の予定や形態など》

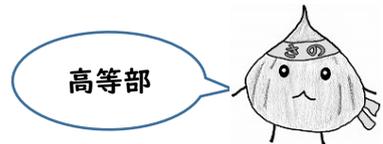
学年	実習回数		実施月	実習目標
	付添	単独		
高等部1年 体験実習	1日間を1回 9:00~15:00	2~5日間を1回 (土日祝を除く) 9:00~16:00	10月	働く姿勢を身につける。 自分の得意、不得意を知る。
高等部2年 体験実習	2日間を2回 9:00~15:00	2~10日間を2回(土日祝を除く) 9:00~16:00	6月/10月	働く姿勢を身につける。 自分の興味や特性を知る。
高等部3年 卒業後に向けて	2~3日間を3回 (最大) ※実習先による	10日間を2回(土日祝を除く) 9:00~17:00	6月/10月 随時	進路先としての意識をもち、取り組む。 人との関わり方、作業内容を知り、働く意識をもつ。

高等部1・2年生では、校外での実習に取り組み就労体験を重ねる。個々の生徒の様子と課題に応じて「生徒の単独での実習」「生徒同士のペア実習」「教員付添の実習」に分かれ取り組む。

### 《現場実習の経過》



\*高等部1年生の保護者の方には、現場実習後の感想文へのご協力をお願いしています。



### (7) コースの紹介(高等部2年生から)

大阪府立の知的障がい支援学校において、「大阪の教育向上プラン」に示されている通り、障がいのある生徒の就労支援の一環として、平成 25 年までに職業コースの設置が進められてきました。

佐野支援学校では、平成 23 年度より職業コースが設置されています。

#### 《コースの概要》

高等部2年生から各コースに分かれます。

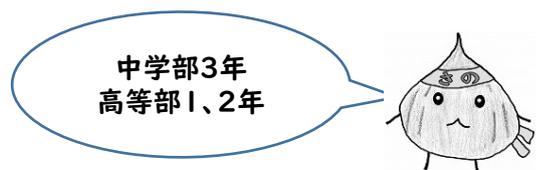
ホームルームの形態は、コース別ではなく混合クラスとしています。

	I 類(普通コース)	II 類(職業コース)
目標	社会参加をめざして基礎的な生活力と豊かな社会性を養い、働く力を育てる。	就労を通じた社会参加と自立をめざす。
授業内容	基本的には、授業形態に大きな違いはありません。 授業時間数や目標、学習内容に違いがあります。	
	社会生活*1 週2時間 特設*2 週2時間	社会生活*1 週4時間
コース決定	高等部1年生は、生徒の実態把握の期間とし、高等部2年生からコースに分かれます。 本人、保護者のニーズを確認し、相談しながら総合的に判断し決定していきます。 II 類(職業コース)のみが就労を通じた自立を目指すのではなく、コースによって進路先が限定されないよう、柔軟に取り組んでいます。	

※高等部2年生の前期懇談会にて、高等部3年生でのコースについて相談の機会を設けています。

\*1 『社会生活』…社会に出るために必要な力を身につける。

\*2 『特設』…自分の好きなこと、興味のあることの幅をひろげ、余暇の充実を図る。



### (8) 障がい福祉サービス事業所(作業所)見学会について

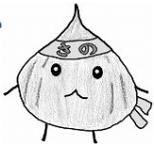
☆中学部3年生及び高等部1・2年生の生徒、保護者を対象とした見学会を8月の夏休み期間に設定しています。

見学地域の事業所	見学申込方法	申込期間
年間行事予定3日間設定 最大6か所見学可能	学校一括	5月下旬～6月初旬に、案内プリントを配付します。

※新しく開所した事業所もありますので、学校からの状況提供を有効に活用ください。

(9) 子育て学習会について(PTA 主催)

小学部  
中学部  
高等部



☆子どもの自立に向けて保護者が学び話し、理解を深めあう場です。

講演や座談会など、内容を工夫し行っています。

全学部保護者対象ですので、他学部の保護者の方とお話をする機会となりますので、活用ください。

時期	内容
4月	前年度卒業生の進路状況の紹介など。
6月	保護者のニーズに合わせてテーマを決定します。
9月	(外部より講師を招いての講義形式や座談会形式で行います。) 例) 障害基礎年金について学習会、先輩保護者に質問してみよう。
2月	卒業を間近に迎えて、今までの子育てを振り返る。(講師は高等部3年生の保護者)

(10) PTA 進路先見学会について(PTA 主催)

小学部  
中学部  
高等部



☆11月～12月頃に実施しています。

企業、障がい福祉サービス事業所(作業所)やグループホーム等、様々なところで活躍している卒業生の様子を見学したり、新しく開所した事業所に見学したりしています。

## 2 高等部卒業後の支援について(アフターケアの取り組み)

### (1) 進路先への移行支援について

☆卒業後の進路先へのスムーズな移行をねらいとして、一人ひとりの支援に応じた内容を進路先に伝えています。

#### 「進路先への移行支援の方法」

- ・個別の教育支援計画をもとに支援内容を具体的に伝えていきます。
- ・進路先を訪問し、引き継ぎ会をします。(進路先が学校に来る場合もあります。)
- ・在学中から地域での相談支援機関をつかっていきます。
- ・移行支援の内容は保護者と一緒に考えていきます。

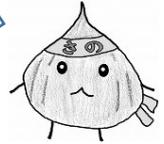


### (2) 卒業生の支援について

	支援内容
新規卒業生の移行支援	卒業後の進路先を訪問して、本人の様子や移行期の引き継ぎ、支援内容についての話をします。
職場定着支援	再就職をした卒業生を対象に、職場に定着するまでの間の支援を行います。
日常生活支援	日常生活全般についての相談を受けて、地域生活支援センター、地域相談支援事業所、市町障害福祉課等と連携し支援を行っています。
余暇活動の支援	校友会活動(佐野支援学校の同窓会活動の名称)に対する支援を行っています。

## 巻末資料

小学部  
中学部  
高等部



### (1) 日常生活の相談

#### ア 市町福祉機関

☆福祉サービスの活用の相談や申請手続き等

参考『福祉のてびき 令和5年度版』

名称	住所	電話番号
岸和田市役所 子育て支援課(児)	岸和田市岸城町7-1	072-423-9623
岸和田市役所 障害者支援課(者)	岸和田市岸城町7-1	072-423-9446
貝塚市役所 子ども相談課(児)	貝塚市畠中1-18-8	072-433-7071
貝塚市役所 障害福祉課(者)	貝塚市畠中1-17-1	072-433-7012
泉佐野市役所 子育て支援課(児)	泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212(代)
泉佐野市役所 地域共生推進課(者)		
熊取町役場 子育て支援課(児)	熊取町野田1-1-1	072-452-6814
熊取町役場 障がい福祉課(者)		072-452-6289

#### イ 基幹相談支援センター

☆障がいのある方とその家族、関係機関からの総合的な相談窓口として相談を行っています。

相談者の意向を確認しながら、必要があれば地域の関係機関、専門的機関と連携・協力しながら支援を一緒に考えていきます。

名称	住所	電話番号	
岸和田市障害者基幹相談支援センター (岸和田市役所障害者支援課内)	岸和田市岸城町7-1	072-447-6078	
貝塚市障害者基幹相談支援センター	貝塚市畠中1-18-8 保健福祉合同庁舎3階	072-488-7770	
泉佐野市・田尻町 基幹包括支援センターいずみさの	泉佐野市中庄1102 社会福祉センター1階	072-464-3830	
熊取町	相談室わらいと	熊取町朝代東4丁目11番4号	072-453-5917
	相談支援センターやさか	熊取町大久保南3丁目1380番 地の3	072-452-7030
	そうしん堂相談支援センター	熊取町七山2丁目2番1号	072-451-2222

※熊取町では、委託を受けた事業所が相談を受けるシステムになっています。

#### ウ 子ども家庭センター

☆障がい児に関して、専門的な相談に応じ、施設の入所手続き等の支援を行っています。

療育手帳の判定機関でもあります。※18歳未満

名称	住所	電話番号
大阪府貝塚子ども家庭センター	貝塚市畠中1丁目17-2	072-430-6300

## エ 障がい者自立相談支援センター

☆知的障がい者の専門的相談・指導を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方への支援を実施しています。

療育手帳の判定機関でもあります。※18歳以上

名称	住所	電話番号
大阪府障がい者自立相談支援センター 知的障がい支援課	大阪市住吉区大領 3-2-36 障がい者医療・リハビリテーションセンター内	06-6692-5263

## (2) 進路に関する相談

▶在校中に高等部卒業後の進路について相談することができます。

名称	住所	電話番号
大阪府障がい者自立相談支援センター 知的障がい支援課	大阪市住吉区大領 3-2-36 障がい者医療・リハビリテーションセンター内	06-6692-5263
岸和田市役所 福祉部障害者支援課 サービス担当	岸和田市岸城町 7-1	072-423-9469
貝塚市役所 健康福祉部障害福祉課	貝塚市畠中 1-17-1	072-433-7012
泉佐野市役所 健康福祉部地域共生推進課	泉佐野市市場東 1-295-3	072-463-1212
熊取町役場 健康福祉部障がい福祉課	泉南郡熊取町野田 1-1-8	072-452-6289

## (3) 就労支援に関する相談

☆求職者には就職(転職)についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には雇用保険、雇用に関する国の助成金、補助金の申請窓口業務や求人の受理などのサービスを提供するところです。また、障がい者の就職を促進するための職場適応訓練制度など各種施策も行っています。

名称	住所	電話番号	管轄地域
泉佐野公共職業安定所 (ハローワーク泉佐野)	泉佐野市上町 2-1-20	072-463-0565	泉佐野市、泉南市、 阪南市、泉南郡
岸和田公共職業安定所 (ハローワーク岸和田)	岸和田市作才町 1264	072-431-5541	岸和田市、貝塚市

★本校の『泉佐野公共職業安定所(ハローワーク泉佐野)』の管轄となります。

卒業後は、居住地にある公共職業安定所(ハローワーク)が管轄となります。

## 《主な業務内容》

- ・障がい者求人の紹介
- ・職場適応訓練等職業訓練の斡旋(就職困難な者を雇い入れるにあたり、実際の作業環境でその作業になれるための適応訓練を行い、雇用促進を図る。)
- ・トライアル雇用の斡旋(障がい者雇用経験の少ない事業主に対し、障がい者を最長3か月間トライアル雇用として雇い入れることにより、障がい者の就業について理解を深め、雇用の場の拡大を図るとともに、トライアル後の本人の正規雇用を目的とする事業。)
- ・特定求人雇用開発助成(障がい者、高齢者等就職が困難な求職者を安定所等の紹介により雇い入れる事業主に対し、最長2年賃金の一部を助成することにより、障がい者等の雇用を促進する制度。)

☆公共職業安定所(ハローワーク)をはじめとする関係機関と密接に連携し、障がい者の就職の相談、支援、事業主に対する障がい者雇用の相談・支援を行う専門機関。

名称	住所	電話番号
大阪障害者職業センター	大阪市中央区太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル4階	06-62621-7005
大阪障害者職業センター 南大阪支店	堺市北区長曾根町 130-23 堺商工会議所会館5階	072-258-7137

## 《主な業務内容》

- ・職業評価(就職の希望などを把握した上で、職業能力などを評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む個人の状況に応じた支援計画(職業リハビリテーション計画)を策定するもの。)
- ・ジョブコーチ支援(職場適応援助者(ジョブコーチ)が直接職場に出向いて、障がい者および事業主双方に職場適応に向けた具体的な支援を行う。)
- ・知的障害者判定 重度知的障害者判定(障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の“知的障害者”“重度知的障害者”に関する判定。)

### 重度知的障害者判定とは

企業が障がい者を雇用する時に活用できる制度として、各種助成金制度があります。また、障がい者雇用について法律で定められた雇用定数があり、それを達成していく方法として、重度の方の雇用について1人採用で2人と数えるダブルカウントがあります。企業が障がい者雇用するにあたり、本人が職業的に重度であるかどうかを判定するものです。

### ジョブコーチとは

障がい者の雇用促進をめざしたサービスの中に、援助付き雇用サービスがあります。援助付きというのがジョブコーチのことです。障がい者が雇用された企業で職場に定着するまでを支援してくれます。本人の様子に応じて、徐々に支援を減らし、本人が独り立ちしていけるように支援してくれます。利用は、高等部卒業後からです。

☆障がい者の仕事や暮らしの困りごと、企業における障がい者雇用に関する相談などを受けるところです。  
府が指定した社会福祉法人などが国の委託を受けて運営しています。

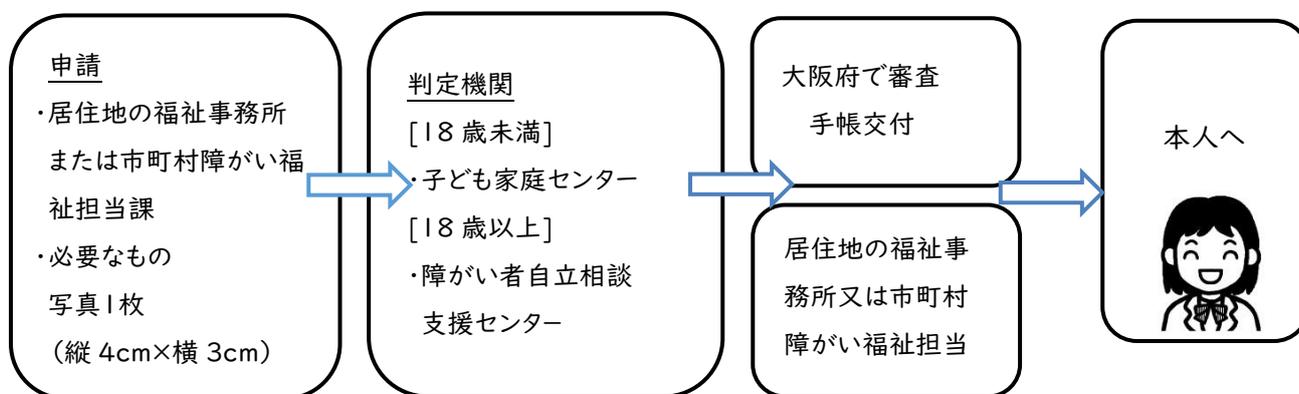
名称	住所	電話番号
泉州中障害者就業・生活支援センター	貝塚市近木町 2-27 森野ビル	072-422-3322
泉州南障害者就業・生活支援センター	泉佐野市下瓦屋 222-1 北部市民センター内	072-463-7867

#### 《主な業務内容》

- ・就職に関する相談、助言(就職に向けた基礎訓練・職業準備訓練などの紹介。トライアル雇用などの支援事業の活用。)
- ・職場開拓(公共職業安定所(ハローワーク)と協力し、その人にあった職場探し。)
- ・就職活動支援(公共職業安定所(ハローワーク)への同行や面接同行。)
- ・定着支援(会社と本人の調整やジョブコーチ支援の派遣による定着支援。)
- ・日常生活、地域生活に関する相談や助言(生活習慣形成のための支援機関、場所の紹介や調整。住居、金銭管理、年金などの生活統計に関する助言。余暇活動の提供。)
- ・関係機関との連絡調整。

#### (4) 療育手帳の交付について

対象者	子ども家庭センター（18歳未満）または 障がい者自立相談支援センター（18歳以上）で知的障がいと判定された人
内容	知的障がいと判定された方に交付されます。手帳には、障がいの程度によってA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請 手続	居住地の福祉事務所又は市町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。
再判定	療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。（更新申請）
居住地・ 氏名変更	転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は市町村障がい福祉担当課に「療育手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も、上記「届出書」を居住地の福祉事務所又は市町村障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は市町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。
返 還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「療育手帳返還届出書」を提出してください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

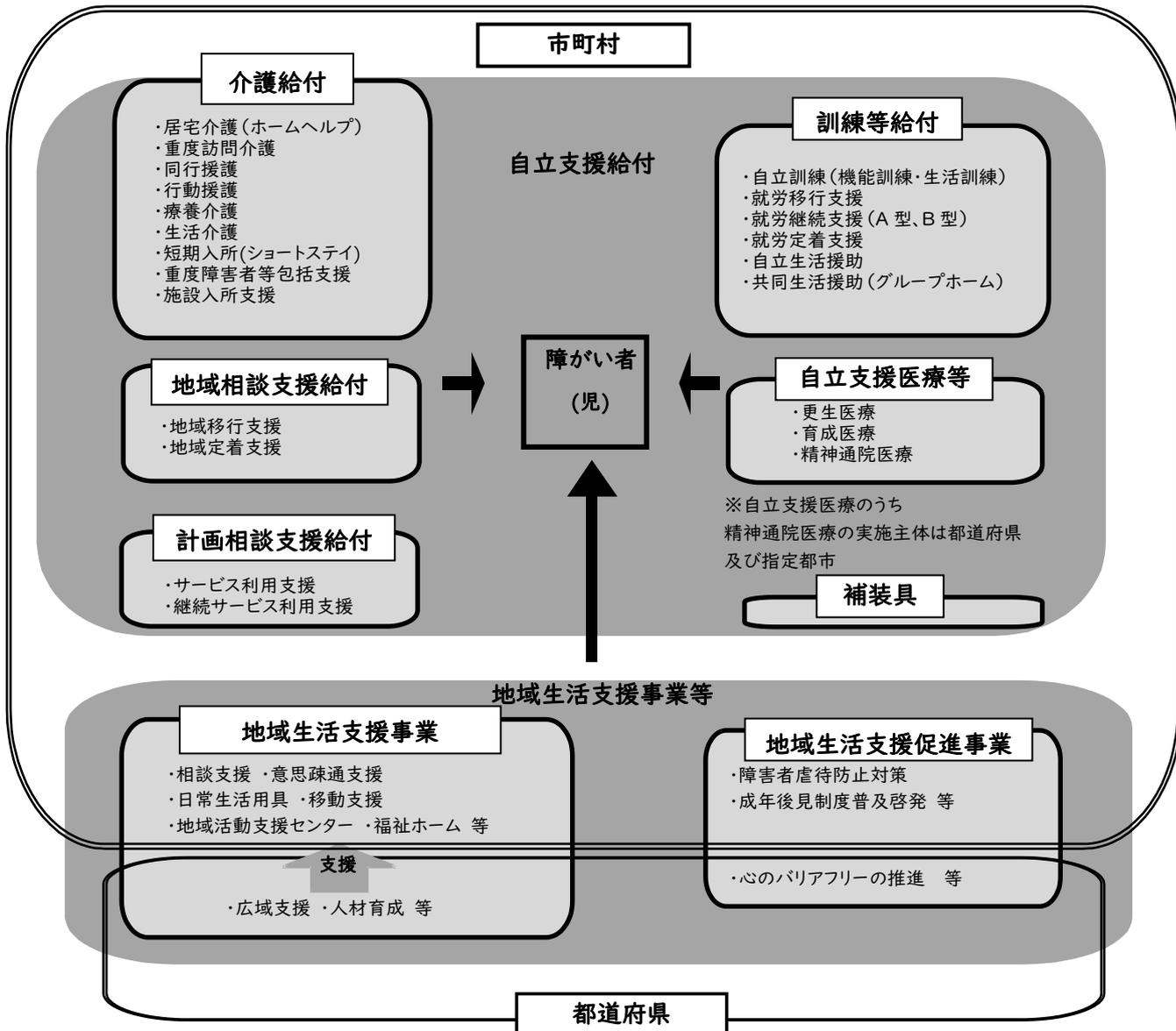


療育手帳の提示によって下記のサービスを受けることができます。

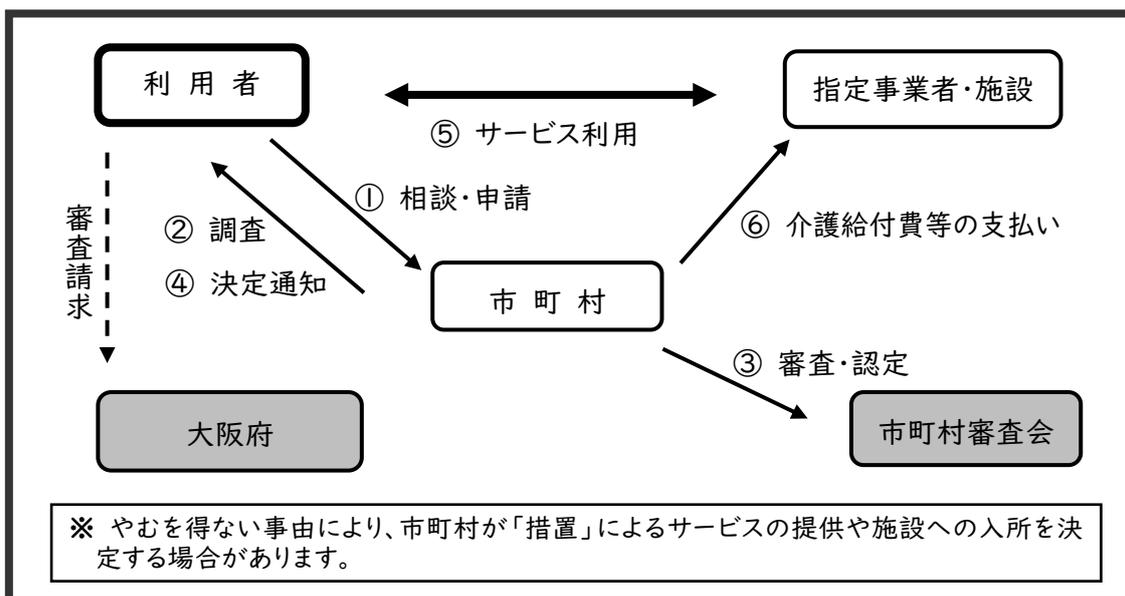
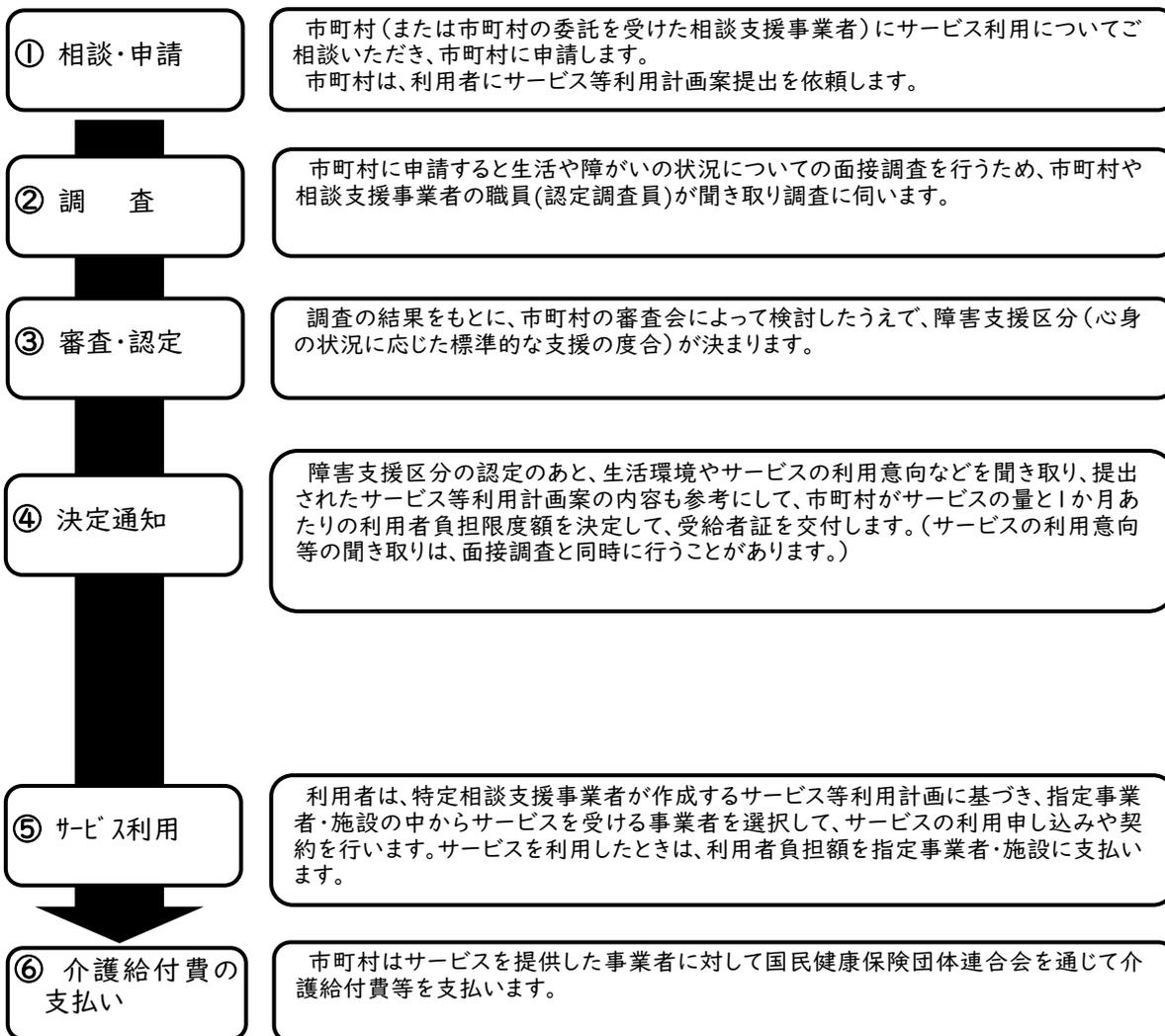
対象者や金額の詳細は居住地の福祉事務所又は市町村障がい福祉担当課へお尋ねください。

- ・障害基礎年金
- ・特別障害給付金
- ・障害者扶養共済制度
- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・生活福祉資金貸付
- ・各種公共施設の入場料割引
- ・交通運賃の割引等
- ・税の減免
- ・公共住宅（福祉住宅）への入居
- ・携帯電話料金の割引
- ・NTTの無料番号案内（ふれあい案内）
- ・重度障がい者在宅介護支援給付金（在宅生活応援制度）

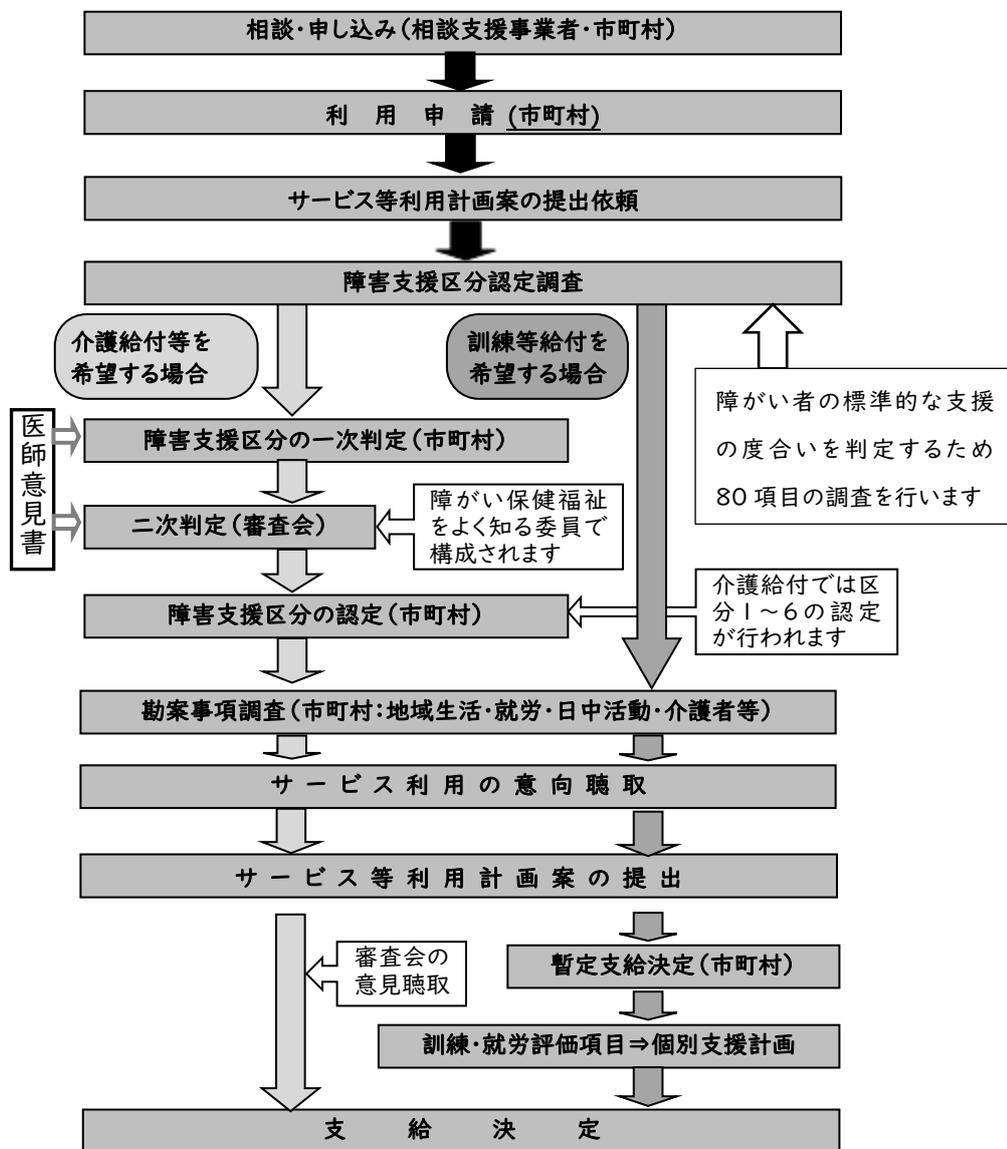
(5) 障がい者総合支援制度によるサービス体系について



(6) 障がい福祉サービス利用までの流れ



(7) 障害支援区分の認定と支給決定の仕組み



障害支援区分とは

障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要される標準的な支援の度合いを示すもの。判定は、認定調査員が申請者(調査対象者)及び介護者等から80項目の調査項目に関わる聞き取りを行った結果や医師の意見書等をもとに行われる。

【留意点】

調査員は、障がい特性を十分に理解した上で、申請者(調査対象者)から聞き取り調査を行うが、調査にあたっては、障がい特性を十分に踏まえた適切な判断を行う必要がある。

(8) 主なサービスの概要

《障がい児》

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に、児童発達支援及び治療を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
入所支援	福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
	医療型障害児入所支援	施設又は指定発達支援医療機関に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援等申請及び支給決定時に、利用する障害児通所支援等の種類や内容等を定めた障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画を作成する。支給決定後、モニタリング期間ごとに障害児支援利用計画の見直しを行う。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助の提供。
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要な援助を提供。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助の提供。
	短期入所 (ショートステイ)*1	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
給付 地域 相談 支援	計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する。支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う。
	地域生活支援	移動支援 (ガイドヘルプサービス)
日中一時支援		障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

《障がい者》

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助の提供
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または、知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事介護など生活全般の援助のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な支援を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要な援助を提供
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助の提供
	療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助の提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供
	短期入所 (ショートステイ)*1	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援の提供
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上・維持のために必要な訓練、支援の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援 (A型・B型)	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために、企業や医療機関等の関係機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に関する相談、助言等必要な支援の提供
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定の期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言、関係機等との連絡調整等必要な援助を提供
	共同生活支援 (グループホーム)*2	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談支援	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を提供
援 計画相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

業 地域生活支援事業	移動支援(事業) *3(ガイドヘルプサービス)	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す。
	日中一時支援(事業)	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

\*1 ショートステイ 家庭の急な都合、家では独りでいられない場合、施設を利用することができるサービス。本人の生活習慣の形成に利用したり、自立に向けた取り組みのワンステップとして利用したり、あるいは、親子関係再構築の一つの手段としても利用することができる。

\*2 グループホーム 世話人の助けを受けながら、少人数の仲間と一緒に暮らす家。

利用者は、日中仕事に行ったり、障がい福祉サービス事業所に通ったりしている。

\*3 ガイドヘルプサービス 用事があって一人で外出したいときに手伝ってくれる。余暇活動(買い物に行ったり、映画を見たりなど)ができる。

## (9) 手当・年金・給付など

### 《特別障害者手当》

20歳以上であって、精神(知的含む)または身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給する制度。

対象者	精神又は身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。
その他	受給資格者(特別障害者)の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当を支給されない。

### 《障害児福祉手当》

20歳未満であって、精神(知的含む)または身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護が必要な障がい児に対して手当を支給する制度。

対象者	精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。
その他	受給資格者(重度障がい児)の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当を支給されない。

《特別児童扶養手当》

中程程度以上の身体障がいまたは知的障がい、精神障がいのため、日常生活において監護している父母または父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度。

対象者	20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給。
その他	受給資格者（障がい児の父母等）もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当を支給されない。

《児童扶養手当》

父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該ひとり親家庭の父または母若しくは父母に代わって児童を養育している方に支給する制度。

対象者	日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を監護しているかた（母子家庭の母、父子家庭の父、父母に代わって養育しているかた）。  1 父母が婚姻を解消した児童 2 父または母が死亡した児童 3 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 4 父または母の生死が明らかでない児童 5 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 7 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 8 母が婚姻によらないで出生した児童
その他	所得制限等あり。

《重度障がい者在宅介護支援給付金（在宅生活応援制度）》

居宅で重度の身体障がい（1・2級）と重度の知的障がい（療育手帳 A）を併せもつ障がい者（児）と同居している介護人に支給。

## 《障害基礎年金》

国民年金に加入している人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金。

20歳になると、障害基礎年金の申請ができます。20歳の誕生日を迎えられたら、市町村の国民年金担当で手続きください。

詳しくは国民年金担当または年金事務所へお尋ねください。

年金の申請で必要なもの	・印鑑 ・年金手帳 ・所定の診断書と申立書 ・戸籍謄本 ・住民票世帯全部写し ・療育手帳、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（取得者のみ）
年金の申請場所	居住地の市役所、町役場の国民年金課

※その他にも必要な書類がありますので、詳しくは国民年金課の窓口までお問い合わせください。

## (10) 成年後見人制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や契約等取引行為（福祉サービスの利用契約や施設との契約等）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法などの権利侵害にあうおそれもあります。

成年後見制度とは、判断能力が低下した方を法的に保護し、ご本人の意思決定の支援を行い、権利侵害を受けることなく、地域のなかでその人らしく、尊厳のある生活を送ることができるよう支援をしていく制度です。

(11) サービス利用の Q&A …よくある質問にお答えします。

Q1 福祉サービス申請の窓口はどこですか？

A1 サービスの申請は、市町村の障害福祉担当窓口で行います。

Q2 福祉サービスを利用する場合、まず何をしたらよいでしょうか？

A2 福祉サービスを利用する場合は、必ず申請手続きが必要です。居住地にある相談支援事業所で、「サービス等利用計画(案)」を作成してもらい、居住地の市役所・町役場の障害福祉担当課に行きます。「どんなサービスを提供してほしいか」を「サービス等利用計画(案)」に基づいて申し出て、福祉サービスの申請をしてください。

Q3 受給者証は、どのように発行されるのですか？

A3 ①相談・申し込みにいきます。サービス等利用計画を持参します。

②利用申請

利用するサービスによっても違いますが、サービスを利用するにあたって、利用者の障害支援区分を決めるために、チェックリストを使って、どれだけの支援が必要なのかなどの聞き取り調査があります。

③事業所との契約

受給者証を受け取ったあと、その受給者証を提示して、直接事業所と利用契約を結び、サービスを受けます。サービス利用については、決められたサービス利用負担額を事業所に支払います。

Q4 同時に2つ以上のサービスを受給申請できるのですか？

A4 障害者総合支援法では、必要とするサービスひとつひとつについて、受給申請をしますので、2つ以上のサービスを同時に申請することができます。

Aくんの夏休みのある1週間

	午前	午後
8月1日		ホームヘルプでおやつ作り 
8月2日	A施設で放課後等デイサービス	
8月3日		家族と一緒に買い物
8月4日	B施設でのショートステイ	
8月5日	C事業所のガイドヘルパーと映画 	
8月6日		

☆本人の様子に応じて、サービスを組み合わせることができる。